

奈良県告示第三百八十六号

奈良県文化財保護条例（昭和五十二年三月奈良県条例第二十六号）第三十一条第一項の規定により、次の表に掲げる有形民俗文化財を奈良県指定有形民俗文化財に指定する。

令和六年三月二十二日

奈良県知事 山下 真

名 称	員数	所有者・住所	所在地
吉野の漆掻き用具	百九点	五條市 五條市岡口一丁目三番 一号	五條市北山町九三〇番 地の二（市立五條文化 博物館）